

# 資料 最高人民法院 「中華人民共和國民事訴訟法」 適用に関する解釈

(2014年12月18日最高人民法院裁判委員会第1636回会議にて可決, 2015年1月30日公布, 2015年2月4日より施行。法積〔2015〕5号)

## 目次

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 一. 管轄              | 十三. 公益訴訟           |
| 二. 回避              | 十四. 第三者取消しの訴え      |
| 三. 訴訟参加人           | 十五. 執行異議の訴え        |
| 四. 証拠              | 十六. 第二審手続          |
| 五. 期間と送達           | 十七. 特別手続           |
| 六. 調停              | 十八. 裁判監督手続         |
| 七. 保全及び先行執行        | 十九. 督促手続           |
| 八. 民事訴訟の妨害に対する強制措置 | 二十. 公示催告手続         |
| 九. 訴訟費用            | 二十一. 執行手続          |
| 十. 第一審通常手続         | 二十二. 涉外民事訴訟手続の特別規定 |
| 十一. 簡易手続           | 二十三. 附則            |
| 十二. 簡易手続における少額訴訟   |                    |

2013年8月31日, 第11期全国人民代表大会常務委員会第28回会議において「『中華人民共和國民事訴訟法』の改正に関する決定」が可決された。改正後の民事訴訟法を根拠とし, 人民法院の民事裁判及び執行活動の実情を結合して, 本解釈を制定する。

---

民訴解釈自体には見出しは付されていないが, 最高人民法院関係者らによる司法解釈の解説書を参考として適宜訳者が見出しを付したものである。

参考文献: 江必新主編『新民訴法解釋法義精要與實務指引〔修訂版〕』上下冊(法律出版社・2015年)。

## 一. 管轄

**第1条 [重大な涉外事件]** 民訴法第18条第1号に規定する重大な涉外事件には、訴額の大きな事件、事案が複雑な事件、又は一方当事者の人数が多数等の重大な影響を有する事件が含まれる。

**第2条 [特許、海事海商事件]** 特許紛争事件は、知的財産権法院、最高人民法院が確定した中級人民法院及び基層人民法院が管轄する。

② 海事、海商事件は、海事法院が管轄する。

**第3条 [住所地]** 公民の住所地とは、公民の戸籍所在地を指し、法人又はその他の組織の住所地とは、法人又はその他の組織の主たる事務機構の所在地である。

② 法人又はその他の組織の主たる事務機構の所在地が確定できない場合、法人又はその他の組織の登録地又は登記地を住所地とする。

**第4条 [常居所地]** 公民の常居所地とは、公民が住所地を離れて提訴するまでに連続して1年以上居住した場所である。但し、公民の入院、診療場所を除く。

**第5条 [個人パートナー、パートナー型共同経営体を被告とする場合]** 事務機構のない個人パートナー、パートナー型共同経営体に対して提起された訴訟は、被告の登録登記地の人民法院が管轄する。登録登記がなく、複数の被告が同一管轄区にいない場合、被告住所地にある人民法院がいずれも管轄権を有する。

**第6条 [当事者が戸籍を抹消された場合]** 被告が戸籍を抹消された場合、民訴法第22条の規定により管轄を確定する。原告、被告がいずれも戸籍を抹消された場合、被告居住地の人民法院が管轄する。

**第7条 [戸籍転出後、戸籍未登録の場合]** 当事者が戸籍を転出した後に戸籍を登録していないが、常居所地を有する場合、その地の人民法院が管轄する。常居所地がない場合、当事者の原戸籍所在地の人民法院が管轄する。

**第8条 [双方当事者が拘禁、強制的教育措置を受けている場合]** 双方当事者がいずれも拘禁され、又は強制的教育措置を受けている場合、被告の原住所地の人民法院が管轄する。被告が拘禁又は強制的教育措置を1年以上受けている場合、被告が拘禁されている地又は強制的教育措置を受けている地の人民法院が管轄する。

**第9条 [扶助料、養育費、扶養料紛争]** 扶助料、養育費、扶養料の請求事件において、複数被告の住所地が同一管轄区内にない場合、原告住所地の人民法院が管轄できる。

**第10条 [後見紛争]** 後見指定又は後見関係変更に対する不服申立事件は、被後見人住所地の人民法院が管轄できる。

**第11条 [軍に関わる民事紛争]** 双方当事者がいずれも軍人又は軍隊組織である民事事件は、軍事法院が管轄する。

**第12条 [夫婦の一方又は双方が住所地を離れて1年を超える離婚事件]** 夫婦の一方が住所地を離れて1年を超えた後、他方が提訴した離婚事件は、原告住所地の人民法院

が管轄できる。

- ② 夫婦双方が住所地を離れて1年を超えた後、一方が提訴した離婚事件は、被告の常居所地の人民法院が管轄する。常居所地がない場合、原告の提訴時点における被告居住地の人民法院が管轄する。

**第13条【国内で婚姻し国外に定住する華僑の離婚事件】** 国内で婚姻しかつ国外に定住する華僑につき、定住国の裁判所が離婚訴訟は婚姻締結地の裁判所が管轄すべしとの理由で訴訟を受理せず、当事者が人民法院に離婚訴訟を提起した場合、婚姻締結地又は一方当事者の国内の最終居住地の人民法院が管轄する。

**第14条【国外で婚姻し国外に定住する華僑の離婚事件】** 国外で婚姻しかつ国外に定住する華僑につき、定住国の裁判所が離婚訴訟は国籍所属国の裁判所が管轄すべしとの理由で訴訟を受理せず、当事者が人民法院に離婚訴訟を提起した場合、一方当事者の原住所地又は国内の最終居住地の人民法院が管轄する。

**第15条【一方が国外に居住する場合の離婚事件】** 中国公民の一方が国外に居住し他方が国内に居住する場合に、いずれか一方が人民法院に離婚訴訟を提起したとき、国内の一方当事者の住所地の人民法院が管轄権を有する。国外の一方当事者が居住国の裁判所に提訴し、国内の一方当事者が人民法院に提訴した場合、受訴人民法院が管轄権を有する。

**第16条【双方が国外に滞在するも定住していない場合の離婚事件】** 中国公民双方が国外に滞在するも定住しておらず、一方が人民法院に離婚訴訟を提起した場合、原告又は被告の原住所地にある人民法院が管轄しなければならない。

**第17条【離婚後の財産分与事件】** 既に離婚した中国公民につき、双方が国外に定住し中国国内の財産分与についてのみ訴えを提起した場合、主たる財産の所在地にある人民法院が管轄する。

**第18条【契約履行地】** 契約において履行地を約定した場合、約定の履行地を契約履行地とする。

- ② 契約において履行地の約定がない、又は約定が不明確であり係争目的物が貨幣の給付である場合、貨幣を受け取る一方の所在地を契約履行地とする。不動産の引渡しである場合、不動産の所在地を契約履行地とする。その他の係争事項の場合、義務を履行する一方の所在地を契約履行地とする。即時決済の契約は、取引行為地を契約履行地とする。

- ③ 契約が実際に履行されず、双方当事者の住所地がいずれも契約に約定された履行地でない場合、被告住所地の人民法院が管轄する。

**第19条【財産の賃貸借契約、ファイナンスリース契約の契約履行地】** 財産の賃貸借契約、ファイナンスリース契約については、賃貸目的物の使用地を契約履行地とする。履行地について契約に約定がある場合、その約定に従う。

**第20条【ネット売買の契約履行地】** 情報ネットワークを利用して締結された売買契約について情報ネットワークを通じて目的物を引き渡す場合、購入者の住所地を契約履